# 【建築基準法第43条第2項第2号許可申請（包括同意）の流れと提出書類】

20241120　船橋市建築部建築指導課

想定期間
約4週間

申請者
**事前相談・審査**

- □【提出書類・図面等】正＝1部
- □関係各課協議

特定行政庁　申請者
**許可申請書提出・受理**

- □【提出書類・図面等】
  正副控＝3部 ＋ 手数料
- □書類審査・現地調査

【提出書類・図面等】
- □許可申請書：第四十三号様式（第十条の四関係）
- □建築確認等消防同意調書(第2号様式)
- □委任状・案内図（1/2500都市図）
- □配置図・各階平面図・立面図・断面図
- □仕上げ表・面積表
- □公図・謄本（正：原本、副控：コピー）
- □その他（法第43条第2項第1号・第2号の空地許可チェックリスト参照）

消防局
**消防同意**

約3週間

申請者
**建築審査会の報告用資料作成**

- □建築審査会の報告用資料を提出（20部）
  ・案内図(1/2500都市図)・配置図
- □CDまたはE-mailにてJPGで提出
  提出先：
  kenchikushido@city.funabashi.lg.jp

特定行政庁
**許可通知書発行（または不許可）**

申請者
**建築確認申請**

申請者
**建築審査会の報告用資料訂正**

【訂正がある場合のみ】
- □建築審査会の報告用資料を提出（20部）
  ・案内図(1/2500都市図)・配置図
- □CDまたはE-mailにてJPGで提出
  提出先：
  kenchikushido@city.funabashi.lg.jp

特定行政庁
**建築審査会へ報告依頼**

建築審査会
**建築審査会へ報告**

＊添付資料・図面等の作成方法については担当者と協議してください。
＊高瀬・潮見・若松・浜町の一部では、関係機関と協議が必要となります。